

岐 阜 県 公 報

号 外 (二) 平 成 二 十 九 年 五 月 八 日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監 査 委 員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	四
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年五月八日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日)

(金 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 九 年 五 月 八 日

1 平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A+B-C
指摘事項	86	83	2	1
指導事項	112	110	2	0
検討事項	9	2	4	3
計	207	195	8	4

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年3月29日、3月30日及び3月31日に知事等関係機関から通知が送られたもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
環境生活部 私学振興・青少年課	平成28年度修学バックアップ貸付金の収入事務において、納期限を過ぎて返還されたことにより発生する延滞金13,200円の徴収手続を行っていただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘があった奨学金の返還遅延に係る延滞金については、平成28年10月7日に徴収した。返学や休学を理由に貸付を打ち切った場合の奨学金の返還については、卒業後の奨学金返還と同様に、納期限内に返還がなかったときは、岐阜県高等学校奨学金貸付規則第13条の規定に基づき延滞金を徴収しなければならぬことを案内で周知徹底した。また、貸付打ち切りに係る奨学金の返還は、財務会計システムから出力される「収納別状況一覧表」の収納情報で把握するため、今後は、同一一覧表に返還を測定日を書き込んで回覧することにより、複数の職員が返還遅延及び延滞金を発生を確認できるよう再発防止策を講じた。

教育委員会

大垣商業高等学校

監査結果

講じた措置

物品の管理事務において、ノート型パソコンなど10件（取得価格計1,048,114円）を亡失していたので、今後は物品管理の一端の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	職員会議において、備品管理における供用主任者の管理責任や報告義務等について、「岐阜県会計規則」及び「物品の現物実査実施要領」に基づき研修を行った。また、より適正かつ効果的な物品管理を行うため「県立学校における物品管理のてびき」に従い、写真付き台帳を作成した。今後は、新規に取得した物品について物品登録を行うと同時に写真付き台帳を作成して管理するとともに、毎年実施する現物実査については、実査担当者と供用主任者の複数人による目視確認や写真付き台帳活用による物品一覧表と備品整理票との徹底な適合などの実施方法を徹底し再発防止に努める。
---	---

(2) 監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
環境生活部 私学振興・青少年課	高等学校授業料減免事業等支援臨時特別基金の国庫返還金の支出事務において、支出科目を会計管理費（節：償還金、利子及び引当引料）とすべきところ、その一部を私立学校振興費（節：積立金）としていたもので、今後は適正に処理されたい。	平成28年6月に国庫補助金担当者を含め管理調整係内において同様の誤りが発生することがないよう周知した。今後の会計処理においては複数の目によるチェックを徹底し、支出科目誤りが発生しないよう再発防止を図った。
現(ゆ)術芸美術館	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、所属長以外の者が承認をしていた。	「特定個人情報取扱記録簿」に記載済みの取扱いについて、速やかに所属長の処理結果確認を受けた。今後は「個人情報情報の適正な管理のための措置に関する要綱」及び通知「特定個人情報取扱事務に係る台帳の整備について（依頼）」に従い所属長による取扱い前の承認及び取扱い後の処理結果確認を確実に実行し、適正な管理の徹底を図る。

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

総務部	
機関名	監査結果
法務・情報公開課	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報取扱取扱記録簿」に記録がなかったりするなどの事実が複数の所属で見受けられた。 特定個人情報を取り扱う事務は今後一層増加することが想定されるため、特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「個人情報」の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づいた適正管理を各所属に周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確実に実施されるよう対策を講じられたい。
商工労働部	また、特定個人情報の対象者の範囲が変動する場合の「特定個人情報管理台帳」の作成方法及び「特定個人情報取扱記録簿」に複数名分を一括記載した場合の処理結果の確認について、所属によって適時に行われていない事実も散見されたことから、これらの基本的な取扱方法を示すなど、多数の特定個人情報と同時に取り扱う場合であっても組織的な管理が確実に実施されるよう必要な対策を講じられたい。
機関名	講じた措置
産業技術課	特定個人情報の適正管理については、平成29年1月13日付けで全所属長宛てに通知し、次の事項について具体的な記入例を示して再周知を図った。 ・特定個人情報の対象者の範囲が変動する場合における「管理台帳」の記載方法 ・複数名分の特定個人情報を取り扱う場合における「取扱記録簿」の記録方法及び個人情報管理者(所属長)による一括承認・確認の方法 また、特定個人情報の管理状況については、全所属を対象とした事前監査を実施するとともに、特定個人情報の対象人数が1,000人以上である事務から抽出で平成29年2月15日及び23日に定期異他監査を実施し改善指示を行った。 特定個人情報監査の結果については、平成29年3月30日に電子掲示板で掲示し、全庁的な情報共有を図るとともに、平成29年4月5日に開催する説明会において、全所属の管理職及び担当者に注意喚起する。
機関名	講じた措置
産業技術課	異立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール)の入校金の免除手続について、免除決定の通知が遅れたことにより、入校金の一部が収入未済となったうえで翌年度へ繰り越されたものがあったので、「岐阜県立職業能力開発校授業料等の免除等に関する要綱」等の見直しにより再発防止策を検討されたい。

警察本部	<p>異立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール)の寄宿舎入寮生の光熱水費の徴収について、「岐阜県立職業能力開発校寄宿舎共益費徴収要綱」に基づき入寮生一人当たり月額300円を共益費として定めて徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。</p> <p>しかし、共益費の額が採用実態に見合った設定となっていないために寄宿舎の光熱水費を県の過分に負担していると考えられることから、共益費の額の設定について、受益者負担の原則に基づいた見直しを検討された。</p>	<p>る取扱いが生じないよう徹底した。</p> <p>また、「岐阜県立職業能力開発校授業料等の免除に関する要綱」を平成28年10月1日付けで改正し、入校金の免除申請審査期間の確保と納期限到来前の免除決定に努め、入校金を滞りなくとも済むよう免除対象者の負担軽減を図った。</p>
機関名	監査結果	講じた措置
広報課	特定個人情報に係る管理事務において、「個人番号確認資料管理簿」及び「特定個人情報取扱記録簿」に記載することなく特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱う場合は事前に個人情報管理者である所属長の承認を受けるべきところ所属長以外の者の承認を受けていたりするなどの事実が複数の所属で見受けられた。	特定個人情報に係る管理事務の周知徹底について、総務個人情報管理者である総務室長から、個人情報管理者である各所属長宛に「特定個人情報の適正な取扱いの徹底について」(平成28年12月13日付け広第691号)を発出し、次の指示を行った。 ・管理台帳等の整備 ・個人情報管理者による確認 ・保管・保存移動及び管理の再徹底 また、会計課出納第二係から各所属担当者に対し「身振補助事項職員等に関する特定個人情報」の取り扱いについて(平成28年12月20日付け事務連絡)を発出し、具体的事

警察本部	
機関名	監査結果
広報課	特定個人情報に係る管理事務において、「個人番号確認資料管理簿」及び「特定個人情報取扱記録簿」に記載することなく特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱う場合は事前に個人情報管理者である所属長の承認を受けるべきところ所属長以外の者の承認を受けていたりするなどの事実が複数の所属で見受けられた。
機関名	講じた措置
広報課	特定個人情報に係る管理事務の周知徹底について、総務個人情報管理者である総務室長から、個人情報管理者である各所属長宛に「特定個人情報の適正な取扱いの徹底について」(平成28年12月13日付け広第691号)を発出し、次の指示を行った。 ・管理台帳等の整備 ・個人情報管理者による確認 ・保管・保存移動及び管理の再徹底 また、会計課出納第二係から各所属担当者に対し「身振補助事項職員等に関する特定個人情報」の取り扱いについて(平成28年12月20日付け事務連絡)を発出し、具体的事

	<p>(通達) 』に基づいた適正管理を各所属に周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確実に実施されるよう対策を講じられたい。</p>	<p>務処理について周知徹底した。 さらに、管理状況について、平成 28 年 11 月 28 日から平成 29 年 2 月 13 日にわたり「平成 28 年度岐阜県警察会計内部監査」において監査を実施したところ、県下全ての所属で適正に管理されていることを確認した。 今後岐阜県警察会計内部監査時に特定個人情報等の管理状況及び事務手続について監査を実施し、各所属における特定個人情報等の安全管理を徹底する。</p>
--	--	--

岐阜県監査委員会告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年五月八日

- 岐阜県監査委員 水 野 正 敏
- 岐阜県監査委員 小 原 尚
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成27年度及び平成28年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（テーマ型監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
県民生活の安全・安心して密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A	B	C	A-B-C
	29	25	3	1

2 平成28年度行政監査（テーマ型監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
職員告発の管理・運営について	A	B	C	A-B-C
	5	0	0	5

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年3月31日に知事から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（テーマ型監査）

○ 県民生活の安全・安心して密接に関わる分野の検査等の実施状況について

機関名	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	(児童福祉施設の指導監査) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。	児童福祉施設に対する指導監査の実施状況及び結果について、県ホームページ上で公表した。
畜産課	(家畜伝染病予防法に基づく立入検査) 改善が必要な農場に対しては、口頭ではなく文書で通知するなど指導を強化するとともに、度重なる指導で従わず、違反状態の改善が見込まない場合には、家畜伝染病予防法に基づく報告、命令も視野に入れた対応を検討されたい。	平成29年2月に農林水産省が家畜伝染病予防法に基づく指導、助言、報告及び命令に関するガイドラインを改定し、同じ事項について2年連続して指導をしても改善されない場合等には、指導、助言、報告又は命令を行うということが示されたことから、本ガイドラインに基づき、文書指導や報告、命令等を行うこととした。
	(家畜伝染病予防法に基づく立入検査) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、立入検査の実施状況及び結果の公表に努められたい。	家畜伝染病予防法に基づく立入検査の実施状況及び結果については、畜産課ホームページ上で「飼養衛生管理基準の遵守状況について」として公開した。

岐阜県監査委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年五月八日

岐阜県監査委員 水野正敏
 岐阜県監査委員 小原尚敏
 岐阜県監査委員 山本泉
 岐阜県監査委員 藤良
 岐阜県監査委員 杉山祐子

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		今回措置を講じたもの*	未措置
	A	B		
指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	0	1
	補助金等交付団体	0	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-
計	1	0	0	1
団 体	出 資 ・ 出 捐 団 体	11	0	10
	補助金等交付団体	1	0	1
	指 定 管 理 者	3	0	3
計	15	0	1	14
検 討 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-
計	0	-	-	-
指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-
計	0	-	-	-
所 管 機 関	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-
計	0	-	-	-
指 導 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	-	-
	補助金等交付団体	1	0	1
	指 定 管 理 者	3	0	3
計	4	0	0	4
検 討 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-
計	0	-	-	-
合 計	20	0	1	19

※平成29年3月31日に知事から通知があったもの

- (注) 監査結果の区分については次のとおり。
- ・ 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項：是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
出資・出捐団体 清流の国づくり政策課	公益財団法人岐阜県国際交流センター	月次決算において、計算書類及び月次事業報告書を作成し、理事長へ提出すべきところ、提出されていなかったため、今後は適正に処理された。	当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受け、確認した。 平成29年1月分から、計算書類及び月次事業報告書を理事長に提出するようにした。 今後は、公益財団法人岐阜県国際交流センター会計処理規程を関係職員に周知徹底し、適正な事務処理を行う。